

御殿場市週休2日推進工事实施要領

(目的)

第1条 本要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、御殿場市における週休2日推進工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

(対象工事)

第2条 週休2日推進工事入札の対象となる工事は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (2) 施工に必要な実日数（実働日数）が、概ね1週間（7日間）以上の工事
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (4) 交通事情や施設の状況により、休日に施工する必要のない工事
- (5) 緊急性がない工事

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定し、現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(6) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(発注)

第4条 週休2日推進工事の発注は、御殿場市週休2日推進工事特記仕様書（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙2を参考とする。以下「計画表」という。）を監督員に提出し、これに基づき施工する。
なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な状況が発生した場合は、その時点で受発注者間協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度工事工程月報と併せて変更の計画表を監督員に提出する。なお、分離発注の工事については、その都度計画表の提出前に受注者間で全体の工程に影響がないか確認を行うものとする。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料及び現場閉所実施表を求め、現場閉所日及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 当初の予定価格において、月単位の週休2日の達成を前提として、次の各号により経費の補正を行うものとする。前条第3号後段に規定する変更契約においても同様とする。

(1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和7年3月1日以降に当初設計を積算したものに適用する。